

## 社会福祉法人甲賀学園 評議員選任・解任委員会運営細則

### （目的）

第1条 この細則は、社会福祉法人甲賀学園（以下「この法人」という。）定款第6条の規定に基づき、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （任務）

第2条 委員会は、この法人の評議員の選任及び解任について審議し、決定する。

### （構成）

第3条 委員会は、監事1名、事務局員1名及び次のいずれにも害当しない外部委員1名の合計3名で構成する。

- (1) この法人の評議員、役員又は職員
- (2) 関係団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の役員又は職員
- (3) 過去に第1号又は第2号の規程に該当する者となったことがある者
- (4) 第1号から第3号の規定に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- (5) 社会福祉法第40条第1項各号に該当する者

### （委員の選任及び任期）

第4条 委員の選任は、理事会において行う。

2 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議委員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合には、速やかにこれを補充するものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期満了の時までとする。

### （委員の解任）

第5条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

- (1) 心身故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

### （委員の報酬等）

第6条 委員の報酬は無報酬とする。

2 委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前項の費用弁償の支給基準については、理事会の決議を経て理事長が定める。

(召集)

第7条 委員会は、理事長の決議に基づき、理事長が召集する。

(召集通知)

第8条 委員会の召集通知は、会議の開催日の1週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面で発しなければならない。

(議長)

第9条 委員会に議長を置き、委員の互選により選任する。

(評議員の選任)

第10条 評議員の選任は、次の各号の手続きを経て行うものとする。

(1) 理事会は、評議員候補者を委員会に推薦する。

(2) 理事会は、委員会に当該候補者の経歴、当該候補者を候補者とした理由、当該候補者と当該法人及び役員等との関係、当該候補者の兼職状況、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。

(3) 委員会は、評議員候補者について審議を行い、評議員の選任に関する決議を行う。

(評議員の解任)

第11条 評議員の解任は、次の各号の手続きを経て行うものとする。

(1) 理事会は、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。

(2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。

(3) 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第12条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。

ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

(議事録)

第13条 委員会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録は書面をもって作成し、議長が署名又は押印しなければならない。
- 3 議事録は、次に掲げる事項を内容とする。
  - (1) 委員会が開催された年月日及び場所
  - (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
  - (3) 委員会に出席した議長及び理事の氏名
- 4 第 1 項の議事録は、委員会の日から 10 年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

(補則)

第 14 条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第 15 条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

様式1

社会福祉法人甲賀学園 次期評議員候補者推薦書（案）

No.	氏名	生年月日	住所	経歴・現職	推薦理由	兼職状況	欠格事由	特殊関係者
1							1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
2							1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
3							1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
4							1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
5							1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
6							1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
7							1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし